



日向市告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年 1月 24日

日向市

上記代表者 日向市長 十屋 幸平



1. 都市計画の種類

日向延岡新産業都市計画土地地区画整理事業

日向市駅周辺土地地区画整理事業

2. 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

日向市大字日知屋字飛山崎、中町 の全部

日向市都町、原町一丁目、本町 の各一部

3. 縦覧場所

日向市本町10番5号 日向市建設部都市政策課